

江口屋内浴室等整備工事（設計・施工）

公募型プロポーザル提案書作成要領

1 目的

本要領は、「江口屋内浴室等整備工事（設計・施工）」（以下「本事業」という。）に係る公募型プロポーザルにおいて、参加者が提出する提案書の作成及び提出に必要な事項を定めるものである。

提案者は、本要領及び別途定める「江口屋内浴室等整備工事（設計・施工）基本仕様書」（以下「仕様書」という。）の内容を十分に理解した上で、提案書を作成するものとする。

2 提案書作成上の基本事項

- （１）提案書は、仕様書に定める要求事項を満たすことを前提として作成すること。
- （２）仕様書に定める業務内容については、提案書にその内容を改めて網羅的に記載する必要はないものとし、仕様書に定める条件を踏まえ、どのように実現するか、提案者の技術力、経験、創意工夫等が分かる内容を記載すること。
- （３）提案書に記載された内容は、本事業における実施義務事項として取り扱うものとする。
- （４）仕様書に定める要求水準を上回る提案を行う場合は、その内容及び期待される効果が明確に分かるよう記載すること。
- （５）提案内容のうち、実施義務事項ではなく参考情報として記載するものについては、「参考」等の表示を付すなど、実施義務事項と明確に区分すること。
- （６）提案書の記載内容は、当該提案項目に係る内容として完結するよう作成すること。別の項目に記載した内容を参照する場合は、該当ページを明記すること。
- （７）提案書は、文章による説明を基本とし、必要に応じて図表、写真、イメージ図、平面図等を補助的に使用すること。
- （８）提案書において、仕様書に定める事項を変更する提案を行う場合は、その理由及び仕様書の要求水準を満たすことが確認できる内容を明示すること。ただし、発注者が変更を認めない事項については、この限りでない。

3 提案書の記載事項

提案書は、次の事項について記載すること。

なお、各項目の詳細な業務内容及び要求事項については、仕様書を参照すること。

（１）事業実施に対する基本的な考え方

本事業の目的及び施設の特性を踏まえ、本事業を実施するに当たっての基本的な考え方を示すこと。特に、古民家江口屋の歴史的・景観的特性を活かしながら、浴室、シャワー及びトイレの快適性、安全性、利便性及び魅力をどのように向上させるかについて示すこと。

（２）設計・デザインに関する提案

仕様書「７ 設計」に定める内容を踏まえ、浴室、シャワー及びトイレの設計・デザインについて、提案者の技術力、経験及び創意工夫を活かした提案を行うこと。

- ① 古民家江口屋の歴史的・景観的特性との調和
- ② 利用者の快適性、利便性及び魅力を高める工夫
- ③ 安全性、衛生性及び清掃性への配慮
- ④ 素材、色彩、照明、建具等の意匠上の工夫
- ⑤ 耐久性及び維持管理性への配慮
- ⑥ 既存シャワー設備のうち１か所をトイレへ変更することを踏まえた、使いやすさ及び既存施設との調和への配慮

※仕様書に定める設計項目を再掲する必要はない。

（３）営業継続を考慮した施工計画

仕様書「９ 営業継続及び施工計画」に定める条件を踏まえ、施設営業への影響を可能な限り抑制しながら工事を実施するための施工方法及び工程計画について提案すること。

特に、次の事項について具体的に示すこと。

- ① 浴室、シャワー及びトイレの施工順序
- ② 営業可能範囲を確保するための工夫
- ③ 工事期間及び休業期間の短縮に向けた工夫
- ④ 利用者動線と工事動線の分離
- ⑤ 工事中の安全・衛生管理
- ⑥ 騒音、振動、粉じん等への対策
- ⑦ 給水、給湯、排水等の切替方法
- ⑧ その他、営業継続に資する工夫

なお、浴室改修及びシャワー室（トイレ化を含む）の施工順序について、どの部分を先行して施工するかを明示し、その理由を示すこと。

（４）木材利用に関する提案

仕様書「１０ 地域材の活用」に定める条件を踏まえ、森林環境譲与税の活用を想定した木材利用について提案すること。

特に、次の事項について示すこと。

- ① 茨城県産材等の地域材の活用方法
- ② 木材を使用する箇所及びその理由
- ③ 使用する樹種、材質等の考え方
- ④ 浴室等の湿潤環境を踏まえた耐久性への配慮
- ⑤ 木材利用による江口屋の魅力向上に関する考え方
- ⑥ 維持管理及び更新への配慮
- ⑦ 木材利用に伴う概算費用

なお、使用する木材については、森林環境譲与税の制度趣旨及び関係する国・県・市の方針を踏まえるものとする。

（５）設計・施工体制及び工程管理

本事業を適正かつ円滑に実施するための体制について示すこと。

- ① 設計及び施工を一体的に管理する体制
- ② 総括責任者、設計担当技術者及び施工担当技術者の配置
- ③ 発注者との連絡・協議体制
- ④ 工程管理及び品質管理体制
- ⑤ 安全管理体制
- ⑥ 不測の事態が発生した場合の対応体制
- ⑦ その他、本事業を円滑に実施するための体制

（６）工事費及び費用対効果に関する提案

本事業の目的達成に資する提案者独自の提案がある場合は、その内容、実施方法及び期待される効果を示すこと。なお、独自提案についても、仕様書に定める要求水準を満たすことを前提とする。

（７）工程計画

設計、施工準備、材料・設備の調達、施工、検査及び引渡しまでの全体工程を示すこと。

特に、令和９年３月１９日までの完成を踏まえ、営業継続への影響及び必要となる休業・利用制限期間等を考慮した工程計画を示すこと。

（８）独自提案

本事業の目的達成に資する提案者独自の提案がある場合は、その内容、実施方法及び期待される効果を示すこと。なお、独自提案についても、仕様書に定める要求水準を満たすことを前提とする。

4 提案書の様式及び作成方法

- (1) 提案書の様式は、任意様式とする。
- (2) 提案書は、A4判を基本とし、必要に応じてA3判を使用することができる。
- (3) 提案書には、表紙、目次等を除きページ番号を付すこと。
- (4) 提案書は、提案内容を簡潔かつ分かりやすくまとめるものとし、必要以上に冗長な記載とならないよう留意すること。
- (5) 提案書は、専門的な知識を有しない者であっても内容を理解できるよう、簡潔かつ分かりやすく記載すること。
- (6) 提案書に使用する図面、写真、イラスト等について、第三者の著作権その他の権利を侵害しないよう必要な措置を講じること。

5 提案書の提出方法

提案書の提出部数、提出場所、提出期限及び提出方法については、「江口屋内浴室等整備工事（設計・施工）公募型プロポーザル実施要領」に定めるところによる。

6 費用負担

提案書の作成、提出、プレゼンテーションその他本プロポーザルへの参加に要する一切の費用は、提案者の負担とする。また、提案書の作成に当たり、現地調査、資料収集、関係者への確認その他必要な調査等を行う場合に要する費用についても、提案者の負担とする。

7 提案内容の取扱い

- (1) 提案書に記載された内容については、契約締結後、本事業の履行において実施すべき内容として取り扱うものとする。
- (2) 提案内容について、発注者が必要と認める場合は、契約締結後の設計及び施工の段階において、具体化に向けた協議を行うものとする。
- (3) 提案内容の実施に伴い必要となる費用については、特に明示がない限り、提案者が提示した見積金額に含まれるものとして取り扱う。
- (4) 提案内容について、履行上の技術的な問題、法令上の問題その他の理由により、そのまま実施することが困難となった場合は、発注者と受注者が協議の上、代替方法等を決定するものとする。

8 著作権等

- (1) 提案書に係る著作権その他の権利は、原則として提案者に帰属するものとする。
- (2) 発注者は、選定結果の公表その他本プロポーザルの実施に必要な範囲において、提案書が無償で使用できるものとする。
- (3) 提案書に第三者が著作権その他の権利を有する著作物等を使用する場合は、提案者の

責任において必要な権利処理を行うこと。

9 その他留意事項

- (1) 提案書に虚偽の記載をした場合は、失格とすることがある。
- (2) 提案書提出後の内容の変更、追加及び差替えについては、原則として認めない。ただし、発注者が必要と認めた場合はこの限りでない。
- (3) 提案書の内容について、発注者から説明又は追加資料の提出を求める場合がある。
- (4) 提案書に記載された内容が、関係法令、条例、基準等に適合しないことが判明した場合は、その提案を採用しないことがある。
- (5) 本要領に定めのない事項については、「江口屋内浴室等整備工事（設計・施工）公募型プロポーザル実施要領」その他関係する資料によるものとする。